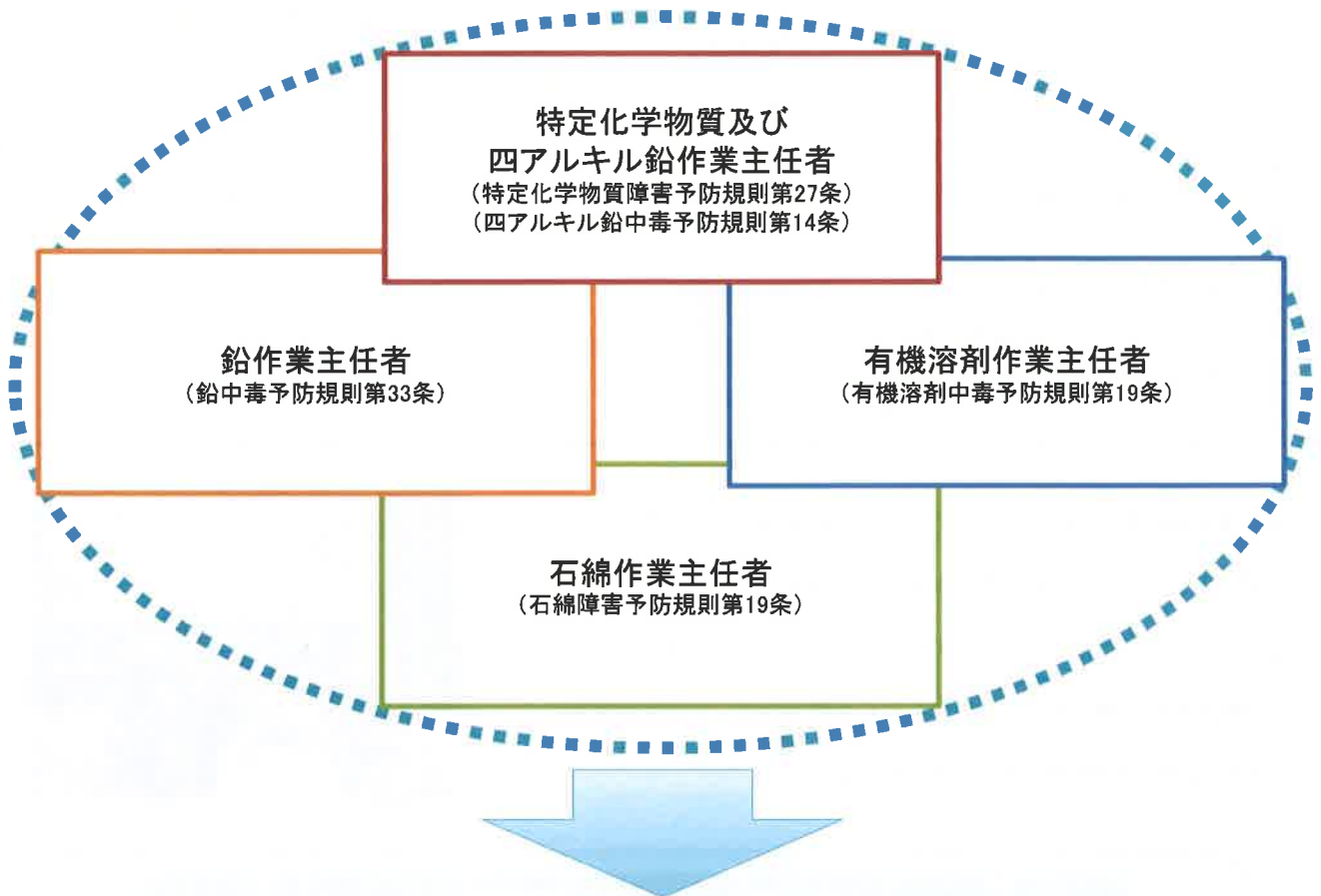


作業主任者技能講習

☆☆☆従業員の安全と健康の確保は事業主の責務です☆☆☆

職場における危険または有害な作業のうち、労働災害を防止するために特に管理を必要とするものについては、事業主は作業主任者を選任しなければなりません。
(労働安全衛生法第14条)



作業主任者とは
労働者が有害物質に汚染され、または吸入しないように、作業方法を決定して労働者を指揮し、局所排気装置等の点検を行い、保護具の使用状況を監視する等の職務を行う責任者です。

【埼玉労働局登録教習機関】
公益財団法人埼玉県健康づくり事業団
〒355-0133
埼玉県比企郡吉見町江和井410-1
TEL 0493-81-6074
FAX 0493-81-6753
<http://www.saitama-kenkou.or.jp>

平成30年度

作業主任者技能講習のご案内

(※平成30年4月1日現在)

日にち	科目	定員	会場
平成30年 5月15日(火) ～16日(水)	有機溶剤	100名	埼玉県県民活動総合センター 埼玉県北足立郡伊奈町内宿6-28
平成30年 6月19日(火) ～20日(水)	鉛	60名	埼玉県県民活動総合センター 埼玉県北足立郡伊奈町内宿6-28
平成30年 7月10日(火) ～11日(水)	特定化学物質及び 四アルキル鉛	80名	埼玉県県民活動総合センター 埼玉県北足立郡伊奈町内宿6-28
平成30年 9月11日(火) ～12日(水)	有機溶剤	100名	埼玉県県民活動総合センター 埼玉県北足立郡伊奈町内宿6-28
平成30年10月16日(火) ～17日(水)	石綿	60名	埼玉県県民活動総合センター 埼玉県北足立郡伊奈町内宿6-28
平成30年12月 4日(火) ～ 5日(水)	有機溶剤	100名	(埼玉県県民活動総合センター) (予定)
平成31年 1月22日(火) ～23日(水)	特定化学物質及び 四アルキル鉛	100名	(埼玉県県民活動総合センター) (予定)
平成31年 3月12日(火) ～13日(水)	有機溶剤	100名	(埼玉県県民活動総合センター) (予定)

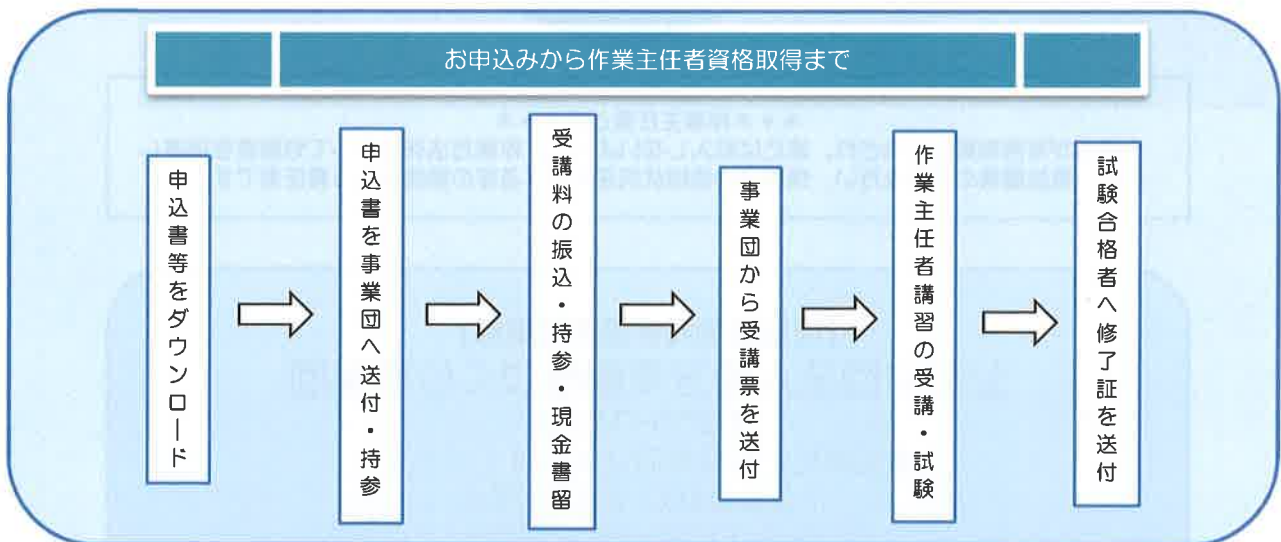
☆受講資格はありませんので、どなた(企業・個人)でも受講できます。

☆すべて2日間の講習で、筆記試験があります。

☆各回とも定員になりしだい、締め切りとさせていただきます。

☆日程および会場(予定)は都合により変更となることがあります。

☆講習会場には駐車場(有料)があります。



★詳細については当事業団ホームページをご覧ください★



☆☆☆作業環境測定は職場の労働衛生対策の基本です☆☆☆

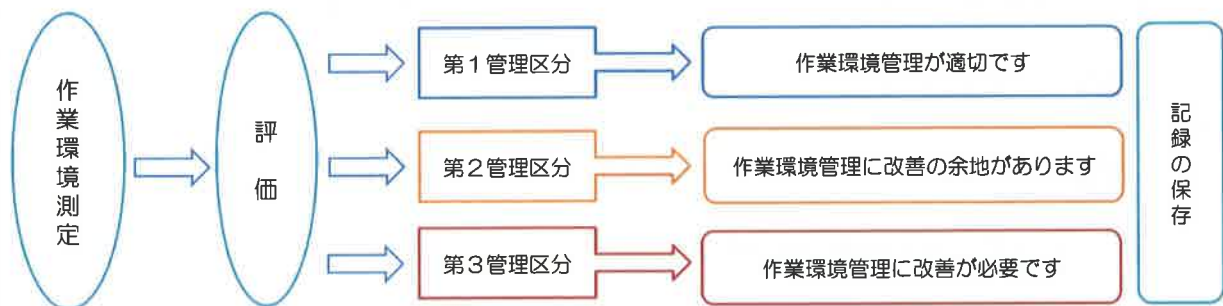
【労働安全衛生法第65条】

作業環境測定

で職場の環境チェック



特定化学物質、有機溶剤、鉛、石綿、粉じん等を取り扱う屋内の「指定作業場」は
作業環境測定士による作業環境測定が義務付けられています。



作業環境測定に関するご相談は・・・

公益財団法人埼玉県健康づくり事業団

検査測定部 環境測定課

〒355-0133

埼玉県比企郡吉見町江和井410-1

TEL 0493-81-6074

FAX 0493-81-6753

<http://www.saitama-kenkou.or.jp>



作業環境測定士がお伺いしますので、お気軽にご相談ください

作業環境測定を行うべき作業場と測定の内容

☆ 作業環境測定は、以下の表に掲げる作業場について行うことが法令で義務付けられています。

☆ **作業環境測定士**に行わせなければならない「**指定作業場**」と事業者が指名する者が行えるものがあります。

○ … **作業環境測定士**による測定が義務付けられている**指定作業場**

※ … 酸素欠乏危険作業主任者による測定が義務付けられている**作業場**

作業環境測定を行うべき作業場		測定				
作業場の種類（労働安全衛生法施行令第21条）		関係規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年数	
①	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2	暑熱、寒冷または多湿屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度、ひく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590条 安衛則591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3	
4	坑内の作業場	イ 炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある作業場	安衛則592条	炭酸ガス濃度	1月以内ごとに1回	3
		ロ 28℃を超え、または超えるおそれのある作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3
		ハ 通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3	
6	放射線業務を行う作業場	イ 放射線業務を行う管理区域	電離則54条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回	5
		① 放射性物質取扱作業室				
		② 事故由来廃棄物等取扱施設	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
		ニ 坑内における核原料物質の採掘の業務を行う作業場				
⑦	特定化学物質（第1類物質または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場等	特化則36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 (特定の物質は30年間)	
	特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場	特化則36条の5	空気中の特別有機溶剤および有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回	3	
	石棉等を取り扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場	石棉則36条	石棉の空気中における濃度	6月以内ごとに1回	40	
⑧	一定の鉛作業を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	
※9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては空気中の酸素の濃度 第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては空気中の酸素および硫化水素の濃度	作業開始前等ごと	3	
⑩	有機溶剤（第1種有機溶剤または第2種有機溶剤）を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	